

中津川市入札制度（低入札価格調査制度及び最低制限価格制度）について（R3.5.1改正）

近年の建設業をとりまく状況や、品確法・入契法・建設業法の改正によりダンピング対策や建設業界の担い手育成強化が図られたことから、より適切な入札制度の下で建設工事等の調達ができるよう、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度について下記のとおり運用する。

項目

- ① 予定価格が1億円以上の建設工事について低入札価格調査制度を適用する。
- ② 予定価格が500万円以上1億円未満の建設工事について最低制限価格制度を適用する。
- ③ 予定価格が500万円未満の建設工事については低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適用しない。

内容

- ① 予定価格が1億円以上の建設工事について低入札価格調査制度を適用する。
 - ・ 予定価格1億円以上の建設工事に適用
 - ・ 低入札調査基準価格＝（直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.90＋現場管理費×0.90＋一般管理費×0.55）×1.1（消費税）
※ただし予定価格の80%から92%の割合で設定する
 - ・ 失格基準＝入札書比較価格×0.8×1.1（消費税）を下回る価格
- ② 予定価格が500万円以上1億円未満の建設工事について最低制限価格制度を適用する。
 - ・ 予定価格500万円以上1億円未満の建設工事に適用
 - ・ 最低制限価格＝入札書比較価格×0.8×1.1（消費税）
 - ・ 失格基準＝最低制限価格を下回る価格
- ③ 予定価格が500万円未満の建設工事については低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適用しない。

※上記に合わせ、予定価格の事前公表を予定価格500万円以上の建設工事の入札について行う。

※工事費内訳書（大項目レベル）を全ての建設工事について事前提出する。

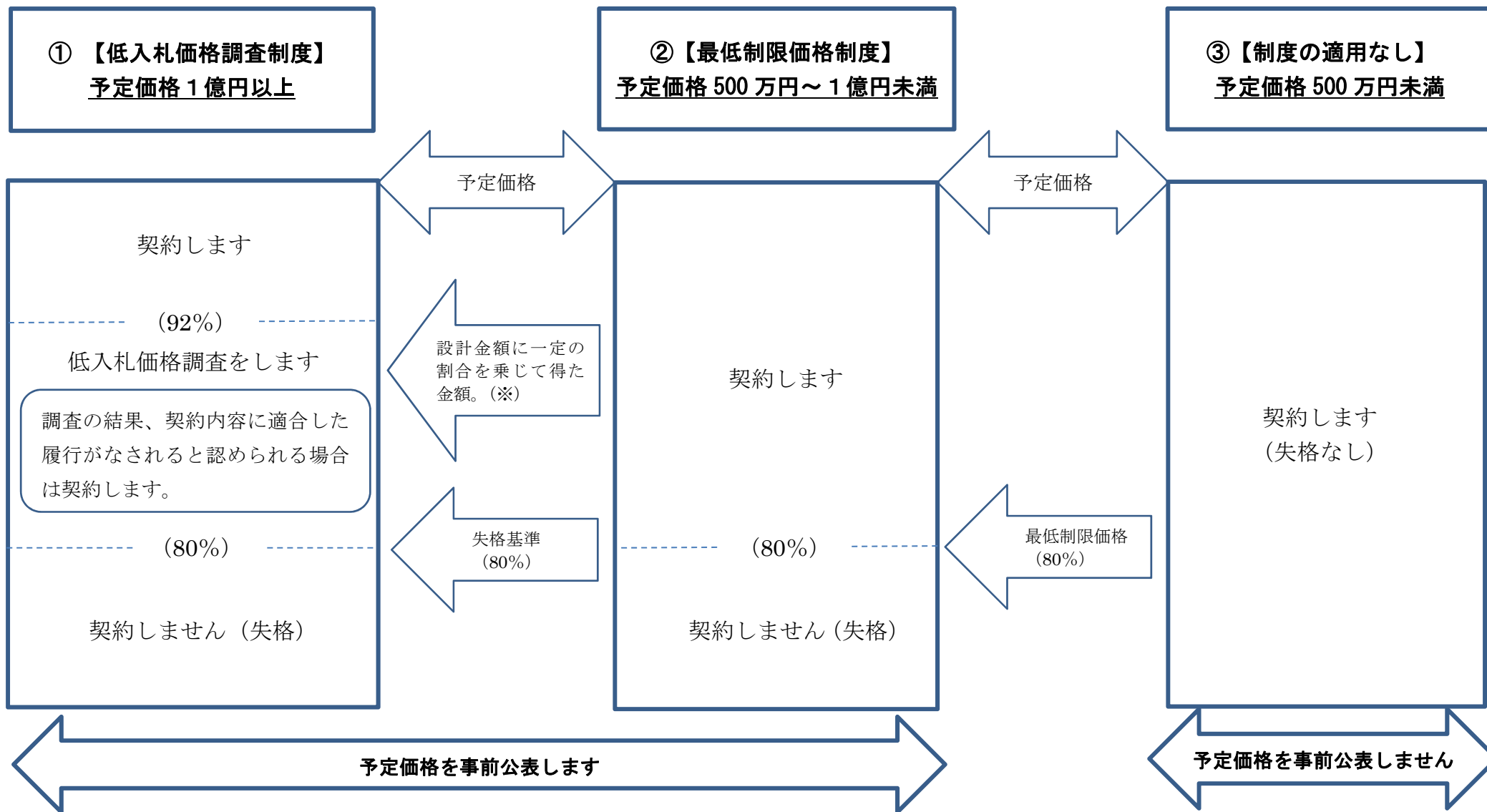
お問い合わせ先

総務部 資産経営課 契約管財係

電話：0573-66-1111（内線463） E-mail:shisan@city.nakatsugawa.lg.jp

建設工事のみに適用

中津川市入札制度について (R3.5.1 改正)



※算定式 … (直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.90 + 現場管理費×0.90 + 一般管理費×0.55)×1.1 (消費税) (予定価格の 80%から 92%の範囲で設定)